

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和7年6月2日
一宮町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項（準用）の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同上第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		一宮町東浪見地先及び船頭給地先及び新地地先	無	R6年度～R10年度	一宮ファーマーズ